

○ 環境基準超過地点



○ 概況調査

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、愛知県が策定した地下水質測定計画のうち、県内の全体的な地下水質の概況を把握するために調査しているものです。今年度は岡崎市内で 6 箇所実施する予定です。

○ 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい、行政上の政策目標として定めた基準。環境基本法により規定されています。

○ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

- 土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在します。飲み水に含まれても、無味、無臭、無色透明であり、気づくことはありません。また、水に溶けやすく、土壌に保持されにくいため、地下水や河川水に溶け出しやすい性質をもっています。
- 窒素化合物のうち硝酸塩及び亜硝酸塩を指し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、作物に吸収されずに土壌に溶け出し、富栄養化の原因となります。
- 硝酸性窒素は、乳児の胃などではその一部が還元されて亜硝酸性窒素となります。亜硝酸性窒素は赤血球のヘモグロビンを酸化して、「メトヘモグロビン」に変化させます。メトヘモグロビンになると、酸素と結合できず、血液中の酸素が少なくなり、酸素欠乏症を起こします。

(出典：環境省水・大気環境局「未来へつなごう私たちの地下水」)